

財務省令第三十三号

関税込率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）及び関税込率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第五百十号）の施行等に伴い、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第一条 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別表」を「別表第一」に改める。

第四条第二項中「記録した媒体を交付する」を「提供する」に改め、同条第三項中「使用して申請等」の下に「（第一項の規定による届出を除く。）」を加え、同条に次の三項を加える。

4 前項の申請等を行う場合において、当該申請等を行おうとする者は、当該申請等につき規定した法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等（以下この条において「添付書面等」という。）に記載すべき事項を併せて入力して送信することをもつて、当該添付書面等の提出に代えることができる。ただし、税関長は、当該申請等の確認のために必要と認める書面等を提出させることができる。

5 第三項の申請等を行おうとする者は、前項に規定する添付書面等のうち別表第二又は第三に掲げるものについて、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、次の各号に掲げる書面の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める電子証明書（当該電子署名を行ったものに限る。）と併せて送信することをもつて、当該添付書面等の提出に代えることができる。

一 別表第二に掲げる書面 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した電子証明書

二 別表第三に掲げる書面 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

6 電子情報処理組織を使用して別表第四に掲げる申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、前項第一号若しくは第二号に規定する電子証明書又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子

証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）（当該電子署名を行ったものに限る。）と併せて送信することにより、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該申請等を行うことができる。

第九条第一項中「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

別表第三四二号の次に次の一号を加える。

三四三 第四条第一項の規定による届出

別表を別表第一とし、同表の次に次の三表を加える。

別表第二（第四条関係）

番 号	添 付 書 面 等
一	通関業法施行規則第一条第一号に規定する住民票の写し
二	たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）第十条第一項第一号イに規定する登録申請者の住民票の抄本
三	たばこ事業法施行規則第十一条第二項に規定する戸籍謄本
四	たばこ事業法施行規則第十二条に規定する住民票

別表第三（第四条関係）

番号	添付書面等
五	塩事業法施行規則（平成八年大蔵省令第四十五号）第十四条第一項第一号イに規定する登録申請者の住民票の抄本
六	塩事業法施行規則第十五条において準用する同規則第九条に規定する住民票の抄本
七	塩事業法施行規則第十六条第一項第一号に規定する住民票の抄本
八	塩事業法施行規則第十六条第三項に規定する住民票の抄本
一	関税法施行令第四条の五第二項に規定する登記事項証明書
二	関税法施行令第三十五条第二項第五号に規定する登記事項証明書
三	関税法施行令第五十一条において準用する同令第三十五条第二項第五号に規定する登記事項証明書
四	関税法施行令第五十一条の八において準用する同令第三十五条第二項第五号に規定する登記事項証明書
五	関税法施行令第五十一条の九第二項第五号に規定する登記事項証明書
六	とん税法施行令第一条第二項に規定する登記事項証明書

別表第四（第四条関係）

番号	申請等
七	通関業法施行規則第一条第一号に規定する登記事項証明書
八	保証団体となるための認可を申請する際の添付書類及び保証業務を廃止する際の届出に関する省令（昭和三十九年大蔵省令第四十九号）第一条第四号に規定する登記事項証明書
九	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省令第五十七号）第二条第三号に規定する登記事項証明書
一〇	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則（昭和四十八年大蔵省令第五十三号）第一条第二号に規定する登記事項証明書
一一	たばこ事業法施行規則第十条第一項第二号に規定する登記事項証明書
一二	塩事業法施行規則第十四条第一項第二号に規定する登記事項証明書
一三	塩事業法施行規則第十六条第一項第二号に規定する登記事項証明書

一	外国為替及び外国貿易法第十九条第三項の規定による届出
二	第四条第一項の規定による届出

第二条 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を次のように改正する。

別表第一第二五号を次のように改める。

二五	削除
----	----

別表第一第二九号中「船用品又は機用品その他これに類するものに係るものに限るものとし、」を削る。

別表第一第二〇三号から第二〇八号までを次のように改める。

二〇三	削除
二〇四	削除
二〇五	削除
二〇六	削除
二〇七	削除
二〇八	削除

別表第一第二一五号及び第二一六号を次のように改める。

二二五	削除
二二六	削除

別表第一第二一七号中「第四十六条第一項」を「第二十二條第一項」に改める。

別表第一第二一七の二号中「第四十七条第一項」を「第二十三條第一項」に改める。

別表第一第二一八号中「第五十二条ただし書」を「第二十八條ただし書」に改める。

別表第一第二一九号中「第五十三条」を「第二十九條」に改める。

別表第一第二一九の二号中「第六十三条第一項」を「第三十五條第一項」に改める。

別表第一第二二〇号中「第六十三条第六項」を「第三十五條第六項」に改める。

別表第一第二二一号中「第六十六条第一項」を「第三十八條第一項」に改める。

別表第一第二二二号中「第六十七条の三第二項」を「第四十一條第二項」に改める。

附 則

この省令は、平成十八年三月三十一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。